

国務院、税関特別監督管理区域の整理統合方針を明確化 ～詳細措置を作成中

トランザクションバンキング部
中国調査室

中国国務院は、2012年10月27日付で、「税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進することに関する指導意見」（国発【2012】58号、以下「指導意見」と略）を公布しました。

「指導意見」は、これまでに設立された保税区、輸出加工区、保税物流園区、跨境工業区(クロスボーダー工業区)、保税港区、総合保税区の6種の税関特別監督管理区域（以下「特別監督区域」）を、徐々に「総合保税区」に整理統合して行くと同時に、今後新規に設立される特別監督区域は、原則として「総合保税区」に統一する方針を明らかにしました。

中国では、対外開放政策の一環として、1990年5月に初の特別監督区域として、上海市外高橋保税区が国務院の承認を経て設立されました。その後、輸出加工区や保税物流園区等、多種の特別監督区域が相次いで設立され、現時点で合計121ヶ所に特別監督区域が設立されています。内訳をみると、保税区12ヶ所、輸出加工区60ヶ所、保税物流園区5ヶ所、跨境工業区（クロスボーダー工業区）2ヶ所、保税港区14ヶ所、総合保税区28ヶ所となっています¹（詳細下表ご参照）。

	【表1】各特別監督区域の設立時期及び設立数
保税区	最初の設立は1990年。現状12ヶ所。
輸出加工区	最初の設立は2000年。現状60ヶ所。
保税物流園区	最初の設立は2003年。現状5ヶ所。
保税港区	最初の設立は2005年。現状14ヶ所。
総合保税区	最初の設立は2007年。現状28ヶ所。
跨境工業区	最初の設立は2006年。現状2ヶ所。

出所：各種公開資料に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部作成

特別監督区域は、国土上「中国国内」にありながらも、税関監督管理上は「海外」扱いとされる地域として、これまで中国の対外貿易の拡大に大きく貢献してきましたが、それぞれの特別監督区域の機能が単一的で、その種類も多いことから、監督管理が難しくなっていました。今般の「指導意見」は、こうした状況を踏まえ、特別監督区域の発展過程における諸問題を解決し、特別監督区域の更なる発展を促進することを目的として制定されたものです。

¹ 出所:中国保税区輸出加工区協会の統計

【表2】 各特別監督管理区域の業務内容比較

		1.保税區	2.輸出加工區	3.保税物流園區	4.保税港區	5.綜合保税區
業務内容	貿易・国際貿易 (仲介貿易等も含む)	可	不可	可	可	可
	保税物流 (保管/配送/仕分)	可	不可	可	可	可
	保税加工	可	可	不可	可	可
	港灣業務	-	-	-	可	-
	国内貿易	可 ※要經營範圍取得	不可	不可	不可	不可
その他制度	加工貿易手冊	要	不要	-	不要	不要
	加工貿易保証金	不要	不要	-	不要	不要
	輸出入割当/許可証	要	不要	不要	不要	不要
	増値税即時還付	不可	可	可	可	可

出所：各資料に基づき、三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部作成

【主要内容】

以下、「指導意見」の主要内容について紹介致します。

◇特別監督管理区域の整理統合を推進

「指導意見」は、特別監督管理区域の整理統合と優良化を着実に推進していくことを強調しており、既存の各種特別監督管理区域および新設の特別監督管理区域を「綜合保税區」に統一していく方針を定めています。

【表3】 特別監督管理区域の整理統合

既存特別監督管理区域の整理統合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元の計画面積を基本的に超えないことを前提とし、既存の輸出加工区、保税物流園区、跨境工業区、保税港區及び条件を満たす保税區を徐々に綜合保税區に整理統合する。 ✓ 整理統合の条件を満たすことのできない特別監督管理区域は、当面暫定的に保留することができる。
新設特別監督管理区域の統一	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規に設立される特別監督管理区域の名称は、原則として「綜合保税區」に統一する。

◇特別監督管理区域審査認可への指導を強化

「指導意見」は、特別監督管理区域に対して総量コントロールを実施するとの方針を定めており、税関総署に対して、関連部門と共同で特別監督管理区域の設立条件や審査基準、審査プロセス優

良化等の関連政策を別途制定することを要求しています。また、特別監管区域に対する分類指導を強化する内容も組み込まれています。

【表4】特別監督管理区域への審査認可強化

総量コントロール	需要に応じて設立し、新規設立を適宜コントロールし、既存の区域を整理統合して優良化する。特別監管区域の設立条件と審査基準を科学的に確定し、審査プロセスを優良化し、法に基づき検査する。具体的な弁法は、税関総署が関連部門と共同で制定する。
分類指導強化	各地区の経済環境、産業基盤、貿易構造、資源配置、発展計画等の実際の状況を統一して計画し、分類指導を強化し、有効な措置を講じて特別監管区域の計画、建設と発展を推進する。

◇特別監管区域への管理を強化

特別監管区域の設立・運営を更に有効なものとするため、「指導意見」では、特別監管区域の撤廃メカニズムの構築に関する内容が明記されています。

【表5】特別監督管理区域への管理強化

特別監督管理区域の建設と審査の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別監管区域を建設する際には、国务院に承認された区域範囲(原文「四至範囲」²)及び計画用地の性質を厳格に遵守すること。 ✓ 税関総署及び関連部門による合同審査を受け、合同審査後の関連施設を無断で増加、変更することは厳禁。
特別監督管理区域の撤廃メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別監管区域の第1期の審査土地面積比率と審査期限を明確化し、期限到来後も審査を受けていない場合、或いは審査後の土地利用率と運行効率が低い場合には、税関総署より調整意見を出す。 ✓ 期限内に調整業務を完了していない場合、税関総署は国务院に報告し、当該区域の取消し、或いは面積の削減を申請することができる。
企業の進出審査厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別監管区域は進出手引きを制定し、当該区域の発展目標と政策機能の位置づけに合致する企業を進出させ、無闇な進出誘致を回避する。

◇特別監督管理区域の政策と業務を改善

✓ 関連政策措置の更なる改善

「指導意見」では、保税等機能の健全化や税収政策の規範化、決済・通関監督管理の優良化を行う方針を示していますが、具体的な実施方法は、財政部や税関総署がそれぞれ関連部門と共同で制定の上、国务院の批准を受けた上で実施すると定めています。

² 「四至範囲」は東西南北の四方向の限界。

✓ 業務開拓関連

「指導意見」では、特別監管区域において、ハイテクプロジェクトや付加価値の高いプロジェクトの一部に対して、域外検査・保全業務の展開を奨励する方針を示しています。また、条件を満たす特別監管区域による R&D、設計、ブランド創造、コア部品製造、物流等の業務展開を奨励し、特別監管区域による保税加工、保税物流、保税サービスなどの多元的發展を促進することを定めています。

【政策影響】

「指導意見」は、各種の特別監管区域を整理統合する方針を明らかにしており、特別監管区域の設立・運営の効率化や、特別監管区域進出企業に対する各種手続の簡素化に繋がることが期待される一方、管理強化措置として、特別監管区域の撤廃メカニズムの健全化という方針に基づく特別監管区域としての認可の取り消しも明文化されています。

今回の「指導意見」を踏まえ、今後、税関総署やその他の関連部門により具体策が示されるものと思われますので、引き続き関連の政策動向に注目して参ります。

以 上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国务院关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见</p> <p>国发〔2012〕58号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>为适应我国不同时期对外开放和经济发展的需要，国务院先后批准设立了保税区、出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区、综合保税区等6类海关特殊监管区域（以下简称特殊监管区域）。20多年来，特殊监管区域在承接国际产业转移、推进加工贸易转型升级、扩大对外贸易和促进就业等方面发挥了积极作用，但发展中也存在种类过多、功能单一、重申请设立轻建设发展等问题。为进一步推动特殊监管区域科学发展，现提出以下指导意见：</p> <p>一、总体要求</p> <p>（一）指导思想。以邓小平理论和“三个代表”重要思想为指导，深入贯彻落实科学发展观，整合特殊监管区域类型，完善政策和功能，强化监管和服务，促进特殊监管区域科学发展，更好地服务于改革开放和经济发展。</p> <p>（二）基本原则。</p> <p>——合理配置，协调发展。按照有利于实施国家区域发展战略规划、有利于中西部地区承接产业转移、有利于特殊监管区域整合优化，以及确有外向型大项目亟待进驻的原则，合理设立特殊监管区域，促进地区经济协调发展。</p> <p>——注重质量，提升效益。增强特殊监管区域发展的内生动力，推动区域内企业技术创新和绿色</p>	<p>国務院：税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進することに関する指導意見</p> <p>国発【2012】58号</p> <p>各省、自治区、直轄市の人民政府、国務院各部委、各直屬機関：</p> <p>我が国の異なる時期の対外開放および経済発展の需要に適應するため、国務院は前後して、保税区、輸出加工区、保税物流園区、跨境工業区、保税港区、綜合保税区の6種の税関特別監督管理区域（以下、特別監督区域と略称）を批准し設立した。20数年の間に、特別監督区域は、国際産業移転の引受、加工貿易のモデルチェンジ・グレードアップの推進、対外貿易の拡大、及び雇用促進等の面で積極的な役割を果たしたものの、発展の過程において、種類の多さや機能の単一性、申請と設立を重視し、建設と発展を軽視するなどの問題も存在する。特別監督区域の科学的発展を更に促進するため、ここに以下の指導意見を提起する。</p> <p>一、总体要求</p> <p>（一）指導思想。鄧小平理論および「三つの代表」の重要思想を指導として、科学的發展観を徹底的に実行し、特別監督区域の種類を整理統合し、政策と機能を健全化し、監督管理及びサービスを強化し、特別監督区域の科学的發展を促進し、改革開放および経済發展に更なる良好なサービスを提供する。</p> <p>（二）基本原則</p> <p>——配置の合理化、調和的な發展の促進。国家区域發展戰略計画の実施や、中西部地区の産業移転の引受、特別監督区域の整理統合・優良化に有利であり、外向型大プロジェクトの進出需要が確実に存在するという原則に基づき、特別監督区域を合理的に設立し、地区經濟の調和發展を促進する。</p> <p>——品質の重視、効果・利益の向上。特別監督区域の發展の原動力を強化し、区内企業の技術革新およ</p>

发展，优化产业结构，提升整体效益，发挥辐射作用，带动周边地区经济发展。

——深化改革，强化监管。适应国内外经济形势变化，充分发挥特殊监管区域在统筹两个市场、两种资源中的作用；提高依法行政能力，加强监管，防范风险。

（三）发展目标。稳步推进特殊监管区域整合优化，加快形成管理规范、通关便捷、用地集约、产业集聚、绩效突出、协调发展的格局；完善政策和功能，促进加工贸易向产业链高端延伸，延长国内增值链条；鼓励加工贸易企业向特殊监管区域集中，发挥特殊监管区域的辐射带动作用，使其成为引导加工贸易转型升级、承接产业转移、优化产业结构、拉动经济发展的重要载体。

二、加强审核指导

（四）稳步推进整合工作。特殊监管区域实行总量控制，坚持按需设立，适度控制增量，整合优化存量。科学确定特殊监管区域设立条件和验收标准，优化审核程序，依法严格把关。具体办法，由海关总署会同有关部门制定。

（五）强化分类指导。统筹考虑各地区经济环境、产业基础、贸易结构、资源布局、发展规划等实际情况，加强分类指导，因地制宜地推进特殊监管区域规划、建设和发展。

三、健全管理体系

（六）严格建设和验收。特殊监管区域要严格按照国务院批准的四至范围和规划用地性质进行

びグリーン化発展を推進し、産業構造を優良化させ、全体的な効果・利益を向上させ、ハブ&スポーク機能を発揮し、周辺地区経済の発展をもたらす。

——改革の深化、監督管理の強化。国内外経済情勢の変化に適応し、二つの市場と二つの資源の融合における特別監管区域の作用を十分に発揮する。法に基づく行政能力を向上させ、監督管理を強化し、リスクを防止する。

（三）發展目標。特別監管区域の整理統合と優良化を着実に推進し、規範的な管理、通関の利便性、用地の集約、産業の集中、業績の顕著な増加、協調的な發展の枠組みの形成を加速する。政策と機能を健全化させ、加工貿易の産業チェーンの上流への發展を促進し、国内の付加価値チェーンを延伸する。加工貿易企業の特別監管区域への集中を奨励し、特別監管区域のハブ&スポーク作用を發揮し、加工貿易のモデルチェンジ・グレードアップ、産業移転の引受及び産業構造の優良化を促進し、重要なプラットフォームとして經濟發展を牽引する。

二、審査認可指導の強化

（四）整理統合業務の着実な推進。特別監管区域に対して総量コントロールを実施し、需要に応じた設立を堅持し、増量を適宜コントロールし、整理統合して量を優良化する。特別監管区域の設立条件と審査基準を科学的に確定し、審査プロセスを優良化し、法に基づき厳格に審査する。具体的な弁法については、税関総署は関連部門と共同で制定する。

（五）分類指導の強化。各地区の經濟環境、産業基盤、貿易構造、資源配置、發展計画等の實際の状況を総合的に考慮し、分類指導を強化し、地域性に合わせた特別監管区域の計画、建設および發展を推進する。

三、管理体制の健全化

（六）厳格な建設と審査。特別監管区域は國務院に批准された区域範圍及び計画用地の性質を厳格に遵

规划建设，由海关总署及相关部门实施联合验收。严禁擅自增加或改变经联合验收过的相关设施。

(七) 健全退出机制。明确特殊监管区域首期验收土地面积比例和验收期限；超过验收期限尚未验收或验收后土地利用率低、运行效益差的，由海关总署责令整改；在规定期限尚未完成整改任务的，由海关总署报请国务院批准予以撤销或核减规划面积。具体办法，由海关总署会同有关部门制定。

(八) 严格入区项目审核。制定特殊监管区域入区项目指引，引导符合海关特殊监管区域发展目标和政策功能定位的企业入区发展，避免盲目招商。

(九) 强化监管和服务。充分运用信息技术和管理手段，优化监管模式，简化通关流程，加强保税货物监管，打击走私和偷逃税行为，维护质量安全，为企业生产经营创造良好环境。

四、稳步推进整合优化

(十) 整合现有类型。在基本不突破原规划面积的前提下，逐步将现有出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区及符合条件的保税区整合为综合保税区。整合工作要从实际出发，在充分听取省、自治区、直辖市人民政府意见的基础上实施。目前不具备整合条件的特殊监管区域，可暂予保留。

(十一) 统一新设类型。新设立的特殊监管区域，原则上统一命名为“综合保税区”。

守して計画建設を実施し、税関総署及び関連部門が合同で審査を実施する。合同審査後の関連施設の無断での増加、変更を厳重に禁止する。

(七) 健全な撤廃メカニズム。特別監管区域の第1期の審査土地面積比率と審査期限を明確化し、期限到来後も審査を受けていない場合、或いは審査後の土地利用率和運行効率が低い場合、税関総署は整理改善させる。期限内に調整業務が完了しない場合、税関総署は国务院に報告の上、当該区域を取消す、或いは計画面積の削減認可を申請する。具体的な弁法については、税関総署が関連部門と共同で制定する。

(八) 厳格な進出プロジェクト審査。特別監管区域の進出手引きを制定し、税関特別監管区域の發展目標と政策機能の位置付けに合致する企業の進出を誘導し、無闇な進出誘致を回避する。

(九) 監督管理およびサービスの強化。情報技術と管理手段を十分に活用し、監督管理モデルを優良化し、通関手続きを簡素化する。保税貨物の監督管理を強化し、密輸や脱税行為を取り締まり、品質の安全を維持し、企業の生産・経営のために良好な環境を構築する。

四、整理統合と優良化の着実な推進

(十) 既存類型の整理統合。元の計画面積を基本的に超えないことを前提に、徐々に既存の輸出加工区、保税物流園区、跨境工業区、保税港区、および条件に合致する保税区を総合保税区に整理統合する。整理統合業務は、実情に合わせ、省、自治区、直辖市人民政府からの意見を十分に聴取しながら実施する。足許、整理統合条件を満たすことのできない特別監管区域は、暫定的に保留することができる。

(十一) 新設類型の統一。新規に設立される特別監管区域の名称は、原則として「総合保税区」に統一する。

<p>五、完善政策和功能</p> <p>(十二) 完善相关政策措施。完善保税等功能, 规范税收政策, 优化结转监管。具体办法由财政部、海关总署分别会同有关部门制订, 报国务院批准后实施。</p> <p>(十三) 拓展业务类型。在严格执行进出口税收政策和有效控制风险的前提下, 支持特殊监管区域内企业选择高技术含量、高附加值的项目开展境内外检测维修业务。鼓励在有条件的特殊监管区域开展研发、设计、创立品牌、核心元器件制造、物流等业务, 促进特殊监管区域向保税加工、保税物流、保税服务等多元化方向发展。</p> <p>(十四) 带动周边经济发展。发挥特殊监管区域辐射功能, 培育区域外产业配套能力, 带动有条件的企业进入加工贸易产业链和供应链, 促进区域内外生产加工、物流和服务业的深度融合, 形成高端入区、周边配套、辐射带动、集聚发展的格局。</p> <p>六、加强组织领导</p> <p>(十五) 完善工作机制。各省(区、市)人民政府要健全海关特殊监管区域综合管理工作机制, 加强统筹协调, 整合资源, 落实责任, 搞好服务, 为特殊监管区域科学规划、建设和发展提供有力保障。</p> <p>(十六) 加强协作配合。国务院各有关部门要按照职责分工, 加强协作配合, 共同做好特殊监管区域的整合、监管、建设、发展工作。要寓管理于服务之中, 共享相关信息和资源, 提高监管和服务水平。</p>	<p>五、政策と機能の健全化</p> <p>(十二) 関連政策措置の健全化。保税等の機能を健全化し、税收政策を規範化し、移行の監督管理を優良化する。具体的な実施方法は、財政部、税関総署がそれぞれ関連部門と共同で制定、国務院へ報告し批准を取得した後施行される。</p> <p>(十三) 業務種類の開拓。輸出入税收政策を厳格に執行し、リスクを有効にコントロールするとの前提の下、特別監管区域の企業が、ハイテクプロジェクト、付加価値の高いプロジェクトを選択し、域内外検査・保全業務を展開することを支持する。条件を備えた特別監管区域による R&D、設計、ブランド創造、コア部品製造、物流等の業務展開を奨励し、特別監管区域の保税加工、保税物流、保税サービス等の多元的發展を促進する。</p> <p>(十四) 周辺の經濟發展の牽引。特別監管区域の影響力を發揮し、区域外の産業連携能力を育成し、条件を持つ企業が貿易産業チェーンやサプライヤーチェーンを先導し、区域内外での生産・加工、物流、サービス業の深化した融合を促進し、ハイエンドプロジェクトの進出、周辺提携、ハブ&スポーク効果、集積發展の枠組みを形成する。</p> <p>六、組織指導の強化</p> <p>(十五) 業務体制の健全化。各省(区、市)の人民政府は、税関特別監管区域における総合管理体制を健全化し、統括調整を強化し、リソースを整理統合し、責任を徹底し、サービスを向上させ、特別監管区域の科学的規画、建設及び發展のために有力な保障を提供する。</p> <p>(十六) 提携協力の強化。国務院各関連部門は、職責に基づき業務を分担し、提携協力を強化し、共同して特別監管区域の整理統合、監督管理、建設、發展に係る業務を推進する。管理においては、サービス意識を強め、関連情報やリソースを共有し、監督管理及びサービスレベルを向上させる。</p>
--	--

<p>各地方、各部門要根据本指导意见抓紧制定实施方案和落实措施，加大工作力度，促进特殊监管区域又好又快发展。</p> <p>国务院</p> <p style="text-align: right;">2012年10月27日</p>	<p>各地方、各部門は、本指導意見に基づき実施案及び執行措置を速やかに制定し、業務の強化により、特別監管区域の良好かつ速い発展を促進すること。</p> <p style="text-align: right;">国务院</p> <p style="text-align: right;">2012年10月27日</p>
---	---

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、本店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
 邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
 上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255